

秦野市条例第29号

秦野市水道事業水道技術管理者及び布設工事監督者に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第12条及び第19条第3項の規定に基づき本市の水道事業において技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事、その監督業務を行う者（以下「布設工事監督者」という。）及び水道技術管理者の資格等について必要な事項を定める。

(布設工事監督者を配置する工事)

第2条 法第12条第1項に規定する条例で定める布設工事監督者に監督業務を行わせなければならない水道の布設工事は、法第3条第8項に規定する水道施設の新設又は次に掲げる増設若しくは改造の工事とする。

- (1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) 沈でん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(布設工事監督者の資格)

第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれの各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれの各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（水道技術管理者の事務）

第4条 水道技術管理者は、法第19条第2項に規定するもののほか、水質汚染時における取水、配水の停止及び制限その他の水道技術上の重要な事項に関する事務に従事する。

（水道技術管理者の資格）

第5条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 布設工事監督者に必要な資格を有する者
- (2) 第3条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 第3条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校の卒業生について

は5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれの各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれの各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第14条の2の規定による登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
（水道技術管理者の任命）

第6条 水道技術管理者は、前条で定める資格を有する者のうちから市長が任命する。

（報告等）

第7条 水道技術管理者は、法第19条第2項第7号に掲げる給水の緊急停止をする場合にあつては、あらかじめ市長に通知しなければならないものとし、第4条に規定する事務において、それが重要又は異例であると認めるときは、市長に報告するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前に法の規定により技術上の監督業務を行っている者は、この条例の相当規定により監督業務を行っている者とみなす。

3 この条例の施行日前に法の規定によりされた任命は、この条例の相当規定によりされた任命とみなす。